

警視庁生活安全部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局保(公)安部長

保存種別第4種(3年保存)

警察庁丁生企発第61号、丁刑企発第107号、丁暴一発第24号
平成12年4月27日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁暴力団対策部暴力団対策第一課長

架空・他人名義の金融機関口座を利用した「なりすまし」犯罪の防止対策の推進等について(通達)

金融機関の口座開設時における本人確認の方法等については、大蔵省等から各金融機関に通達が発出されているものの、依然として架空名義や本人の同意のない他人名義により開設された金融機関口座(以下「架空名義口座」という。)が詐欺事件等の犯罪に利用されたり、架空名義口座がインターネット上において売買されるなど、犯罪を助長させている状況にある。

平成10年4月から平成11年10月までの間に、都道府県警察において検挙した事案のうち、架空名義により開設された金融機関の口座が犯罪に使用された事案が63件、本人の同意のない他人名義により開設された金融機関の口座が犯罪に使用された事案が36件となっているが、その手段等をみると、パソコン、コピー機等を使用し、運転免許証、健康保険証等の公的証明書の住所、氏名等を偽造しているものが多く、金融機関の窓口で公的証明書の原本を確認するものではなく、写し等で確認している状況が窺える(別紙のとおり)。

また、警察が金融機関に対し刑事訴訟法第197条第2項の規定による捜査関係事項照会を行った場合、その照会事実が顧客に伝えられたことにより、事後の捜査に支障を来すという事案が少なからず見受けられる。

このような状況を踏まえ、警察庁においては、金融機関の業界団体である全国銀行協会等に対し、別添1のとおり、口座開設時における本人確認の確実な実施及び組織的犯罪処罰法により、金融機関は、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことを取引の相手方又はその関係者に漏らしてはならないとされたことを踏まえ、捜査機関が金融機関に対し上記照会を行った事実についても同様の配慮をすることについて要請したことである。

各都道府県警察においては、架空名義口座を利用した「なりすまし」犯罪の防止及び捜査関係事項照会に関する対応について、下記のとおり、関係部門の連携を図り総合的な対策を推進されたい。

記

1 関係業界への要請

(1) 金融機関への要請

職域防犯組織である金融機関防犯連絡協議会等を通じて、次の事項を要請すること。

- 窓口における運転免許証等の公的証明書原本による本人確認の徹底
- 郵便による口座開設(いわゆるメールオーダーサービス)については、公的な証明書の送付と電話等による本人確認の履行
- 捜査関係事項照会による照会事実について、関係者に通報することのないよう徹底

(2) プロバイダへの要請

インターネットのホームページ、電子掲示板等を利用して、架空名義口座を提供、売買する行為を発見した場合は、プロバイダに対しその実態を連絡し、適切な措置を講ずるよう要請すること。

2 情報収集活動の推進

サイバー・パトロールを推進し、架空名義口座を提供、売買する行為の実態把握に努めるとともに、プロバイダ連絡協議会等を通じた情報収集活動を推進すること。

3 的確な取締りの推進

架空名義口座については、その開設に当たって有印私文書偽造・同行使罪が成立すると考えられるため、詐欺罪等の本件を立件することはもとより、その実態を解明し、文書偽造罪等についても検挙措置を図ること。

4 報告

当分の間

- 架空名義により開設された金融機関の口座が犯罪に使用された事案
- 本人の同意のない他人名義により開設された金融機関の口座が犯罪に使用された事案

を検挙した際には、別添2、3の様式に従い、

- 架空名義口座を提供、売買するホームページ等に関する措置をプロバイダへ要請した事案

については、別添4の様式に従い、

- 警察の照会事実を関係者に通報したことが明らかな事案

については、別添5の様式に従い、

生活安全部門が担当した事案については警察庁生活安全局生活安全企画課宛に、刑事部門（暴力団対策部門を含む。）が担当した事案については警察庁刑事局刑事企画課宛に報告されたい。

5 本報告に対する質疑先

生活安全企画課防犯係	玉置警部 (800-2833、FAX2819)
刑事企画課法令係	山浦警視 (800-3331、FAX3349)
	田島警部補 (800-3353)

暴力団対策第一課情報・指定係 作田警部 (800-3744)

別 紙

架空名義等により開設された金融機関の口座が犯罪に使用された事案について

警察庁に報告のあった架空・他人名義の金融機関の口座が犯罪に使用された事案は、下記のとおりである（平成10年4月から平成11年10月までの間に検挙した事案）。

1 架空名義により開設された金融機関の口座が犯罪に使用された事案

(1) 罪種別状況

罪種	件数	内ネット利用犯罪
詐欺	40	19
わいせつ図画頒布等	10	7
恐喝	4	
私文書偽造等・同行使	1	1
著作権法	2	2
毒劇物取締法	1	1
麻薬特例法	1	
麻薬及び向精神薬取締法	1	1
出資法及び貸金業法	1	
銀行法	1	
弁護士法	1	
計	63	31

(2) 金融機関別

- 銀行 61件
- 郵便局 2件

(3) 開設方法

- 窓口による申請 34件
- 郵便による申請(いわゆるメールオーダーサービス) 16件
- 不明 13件

(4) 口座取得方法

ア 本人確認のための書類等

- 免許証 9件
- 健康保険証 18件
- 社員証 2件
- パスポート 1件
- 厚生年金手帳 1件
- 外国人登録証 1件
- イ 身分確認書類なし 15件
- ウ 口座の購入()内は、インターネットにおける口座販買 12件 (11)
- エ 不明 4件

2 本人の同意のない他人名義により開設された金融機関の口座が犯罪に使用された事案

(1) 罪種別状況

罪種	件数	内ネット利用犯罪
詐欺	30	2
わいせつ図画頒布等	2	2
強盗	1	
恐喝	1	
窃盜	1	
著作権法	1	1
計	36	5

(2) 金融機関別

- 銀行 35件
- 郵便局 1件

(3) 開設方法

- 窓口による申請 33件
- 郵便による申請(いわゆるメールオーダーサービス) 3件

(4) 口座取得方法

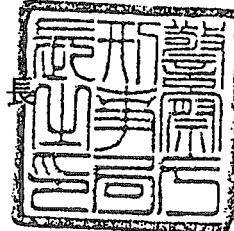
ア 本人確認のための書類等

- 免許証 5件
- 健康保険証 11件
- 社員証 1件
- 印鑑証明 1件
- 住民票 7件
- パスポート 1件
- 戸籍謄本 1件
- 法人登記簿謄本 1件
- イ 証明書なし 5件
- ウ 不明 3件

警察庁丙刑企発第63号
警察庁丙生企発第94号
平成12年4月27日

金融監督庁監督部長 殿

警察庁刑事局長



警察庁生活安全局長



組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行に伴う疑わしい取引の届出制度の運用等について（要請）

金融機関と警察との捜査、防犯活動等における連携につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただいてきたところであり、厚く御礼申し上げます。

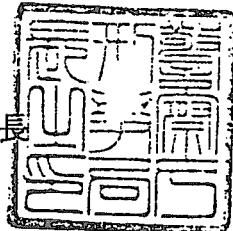
さて、御高承のとおり、深刻化する組織的な犯罪が我が国の平穏な市民生活を脅かし、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼしている状況として、この度、疑わしい取引の届出制度の拡充等を内容とする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律が施行されましたが、同法が目的とする組織的な犯罪への対策を実効あらしめるためには、金融機関と警察との連携を一層緊密なものとし、もって我が国社会、経済システムが犯罪者に侵食されることを防止することが必要であります。

そこで、当庁としては、今般、疑わしい取引の届出制度の効果的な運用等について、別添のとおり金融団体代表者あて要請することとしましたので、御了知のうえ、貴台におかれても、金融監督の観点から、この要請の趣旨が徹底するよう御協力お願い申し上げます。

警察庁丙刑企発第64号
警察庁丙生企発第95号
平成12年4月27日

郵政省貯金局長 殿

警察庁刑事局長



警察庁生活安全局長



組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行に伴う疑わしい取引の届出制度の運用等について（要請）

郵便局と警察との捜査、防犯等における連携につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただいてきたところであります。厚く御礼申し上げます。

さて、御高承のとおり、深刻化する組織的な犯罪が我が国の平穏な市民生活を脅かし、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼしている情勢を背景として、この度、疑わしい取引の届出制度の拡充等を内容とする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）が施行されましたが、同法が目的とする組織的な犯罪への対策の強化を実効あらしめるためには、郵便局と警察との連携を一層緊密なものとし、もって我が国社会、経済システムが犯罪者に侵食されることを防止することが必要であります。

つきましては、疑わしい取引の届出制度の効果的な運用等のため、この際、下記の諸点につき郵便局に指導されるよう要請する次第です。

記

1 疑わしい取引の届出制度の運用について

疑わしい取引の届出制度の効果的な運用のため、郵便局にあっては、届出に当たり、特に下記の2点に留意していただきたいのであります。

(1) 捜査関係事項照会に係る取引の取扱い

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために、麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく届出の中には、捜査機関からの照会を受けたことのみを理由としたものが少なからず見受けられました。

しかしながら、このような届出が、捜査機関に対しマネー・ローンダリング及びその前提犯罪の捜査の端緒を提供するという同制度本来の目的にかなうものとは考え難いところです。加えて、組織的犯罪処罰法において、届出範囲が財産に対する罪に係る取引を含む形で大幅に拡大されたため、被害確認等のための照会に係る取

引が混在する可能性が高まるにかんがみれば、今後は、捜査関係事項照会がなされたことのみをもって、疑わしい取引に該当すると速断することのないようにしていただきたいのであります。

(2) 暴力団等の反社会的勢力に係る取引の取扱い

組織的犯罪処罰法の目的とするところは、暴力団を始めとする反社会的勢力に対し資金面から打撃を与えることにあり、同法による疑わしい取引の届出制度はそのための重要な柱となります。したがって、取引が反社会的勢力に係るものであることを承知されている場合には、その取引の内容に特段の注意を払うなど、適切に対処していただきたいのであります。

2 口座開設時における本人確認の徹底等について

金融機関の口座開設時の本人確認については、疑わしい取引の届出制度を含むマネー・ローンダーリング対策の一環として、従来から、御指導いただいているところであります。最近、架空名義（他人名義を含む。以下同じ。）の銀行口座等を開設し、あるいは、インターネット上で購入した架空名義の銀行口座等を利用して、詐欺等の犯罪を敢行するいわゆる「なりすまし」犯罪が多数発生し、多くの国民が被害に遭っているところであります。これについては、パソコン、スキヤナ等を使用した運転免許証や健康保険証等本人確認書類の偽造等が要因となっていると考えられます。

このような状況を放置すれば、ますます犯罪を誘発・助長し、特に、架空名義の銀行口座を悪用した電子商取引等が横行するおそれがあり、また、疑わしい取引の届出に係る情報の内容の有用性が損なわれかねないことから、窓口における口座開設時には運転免許証等の公的証明書の原本による本人確認を徹底し、架空名義の口座開設を防止していただきたいのであります。

3 捜査秘密の保持について

御承知のように、捜査活動は、捜査の直接の対象者に対してはもちろんのこと、広く関係者に対しても秘匿して行われるべきものであります。しかるに、捜査に協力された方が、故意又は不注意によってその知り得た捜査にかかる情報を第三者に伝えられることは、捜査対象者等に捜査の状況が伝わることになりかねず、捜査に重大な支障を来すことは改めて申すまでもありません。

このため、捜査秘密の保持については、これまでも、捜査関係事項照会等各般の捜査活動に協力願う際に、格別の理解を求めてきたところであります。あわせて、金融機関が顧客に対して負う守秘義務については、犯罪の捜査という重要な刑事司法活動に対する協力義務が課されている場合にまでなお保持されなければならないものとは解されないので、顧客に通知することなしに警察の照会に応じても問題ないことを説明申し上げてきました。

この度、組織的犯罪処罰法において、疑わしい取引の届出について金融機関に守秘義務が課されたことは、まさに上記と同じ趣旨によるものであり、この機会に改めて、捜査活動にかかる情報の取扱いについて特段の配意をされるよう、お願ひしたいのであります。